

第4章

新潟市配偶者等からの 暴力防止・被害者支援 基本計画

第4章

新潟市配偶者等からの 暴力防止・被害者支援基本計画

1

計画の基本的な方向性

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

DV防止施策の推進にあたっては、DVに関する理解を広めるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づき、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関や民間支援団体との連携を強化し、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施していく必要があります。

また、令和2(2020)年4月施行のDV防止法と国の基本方針改正で、児童相談所との相互連携が明確化されたことから、児童虐待事案において適切に対応していくことが必要です。

DV防止法の趣旨を踏まえ、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援のため、この計画では、次の4項目を施策の方向として取組を進めます。

- (1) DVを容認しない社会づくりの推進
- (2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実
- (3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実
- (4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

2

施策の内容

(1) DVを容認しない社会づくりの推進

DVを防止するためには、DVについての理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

また、DVについては、早期の対応が深刻な状況に陥ることを防ぐことになるため、被害者が早期に適切な相談や支援を受けられるようにすることが重要です。

現状と課題

■DV防止の意識啓発の推進

「基礎調査」では、配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合は23.5%で、平成26(2014)年の前回調査と比較すると、全体で2.9ポイント増加し、約4人に1人が被害を経験しています(図4-1)。

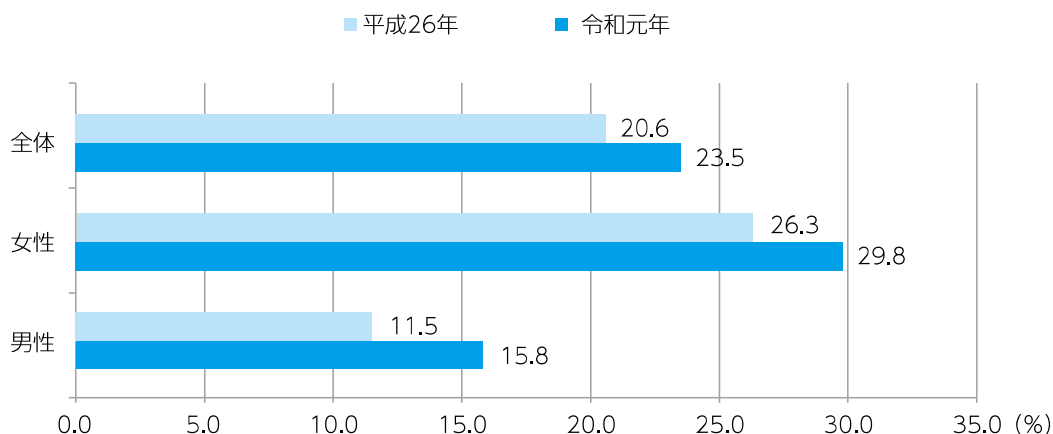
本市では、広報紙や講座などにより市民への広報・啓発を行っていますが、DVについての認識を一層深めるため、DVの実態や問題性、DVが重大な人権侵害であるということについてあらゆる機会を捉えた啓発が必要です。

近年は、配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。若年層へのDV防止の啓発や男女の人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であり、学校や民間支援団体と連携して、一層充実していく必要があります。

一方で高齢者におけるDV被害も一定程度あることを踏まえ、高齢の被害者に対する広報・啓発の充実が求められています。

また、DV防止のため、加害者に関する施策も課題となっています。国の検討状況を踏まえ、対応を検討していく必要があります。

図4-1 配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年)

■DV相談窓口の周知

「基礎調査」では、DV被害の経験があると回答した人のうち、DVについてどこにも相談しなかったという人は全体で49.0% (女性44.7%、男性59.1%) となっており、その理由としては、「自分にも悪いところがあったから」(27.7%)、「相談しても無駄だと思ったから」(26.5%)、などが高い割合となっています。平成26(2014)年の前回調査と比較すると、どこにも相談しなかった人の割合は、全体で40.1% (女性34.1%、男性54.1%) から8.9ポイント (女性10.6ポイント、男性5.0ポイント) 増加しており、被害者の中には、DVを受けているとの認識は高まったものの、どこにも相談せずに抱え込んでいる状況があると思われます(図4-2)(図4-3)。

一方で、DV相談窓口の認知度は増加し、どこも知らないと回答した人の割合は42.9%と、前回調査と比較し9.3ポイント減少しています(図4-4)。

相談窓口の利用について、被害者だけで悩むことなく早期に適切な相談や支援が受けられるよう、広く周知するとともに、医療関係者等へ情報提供することが必要です。

図4-2 DVに関する相談先

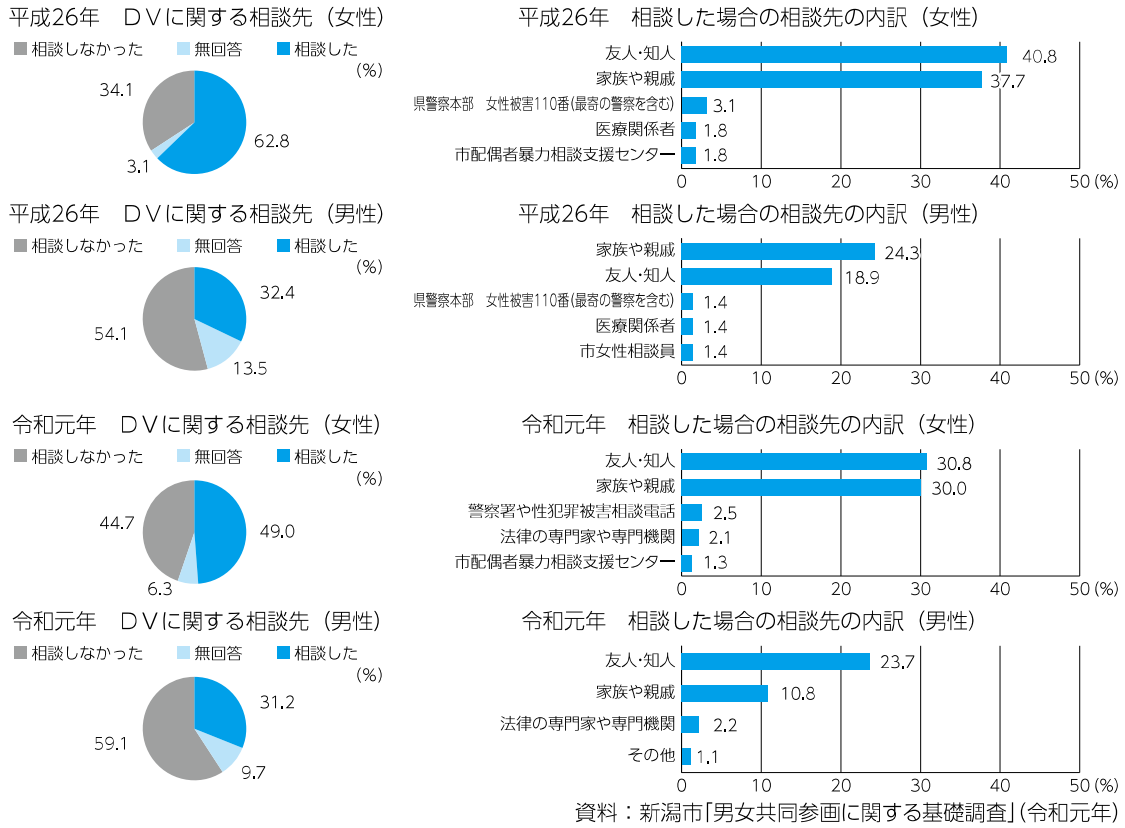


図4-3 DVに関する相談をしなかった理由

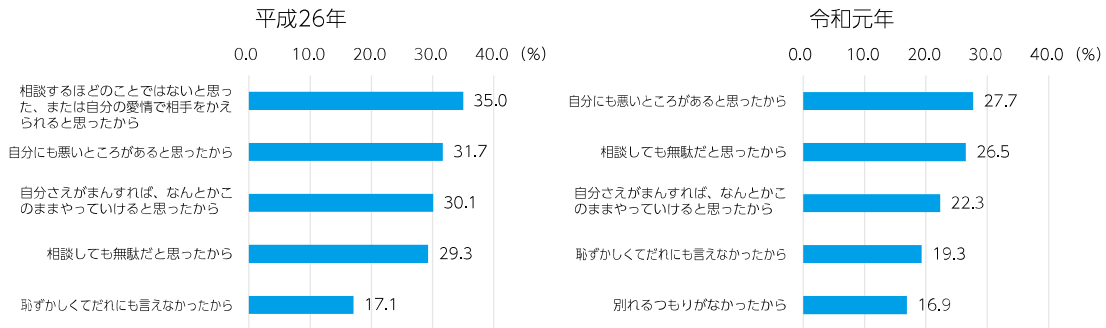
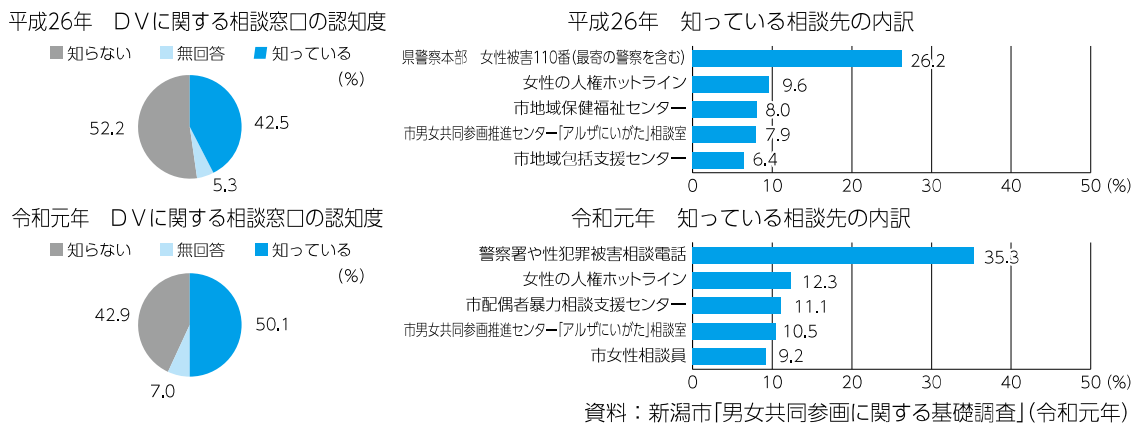


図4-4 DVに関する相談窓口の認知度



(参考データ)

図4-5 DV相談件数

新潟市 (件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配偶者暴力相談支援センター	576	662	730	1,395	1,814
区役所	3,962	4,667	4,812	2,339	3,299
男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	317	287	165	184	148
計	4,855	5,616	5,707	3,918	5,261

※「区役所」は、女性相談員の相談件数

資料：新潟市

新潟県 (件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
女性福祉相談所	241	182	263	257	270
警察	1,106	1,142	1,287	1,379	1,475

※新潟県女性福祉相談所：新潟県配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関

※新潟県警察の数値は、暦年の認知件数

資料：新潟県子ども家庭課・新潟県警察本部

具体的取組

① DV防止の意識啓発の推進

- ア DVが人権侵害であるという認識を深め、DV防止に向けた意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報紙、ホームページなどを活用し、市民や事業者等に対する広報を充実します。(男女共同参画課)
- イ DVに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。(男女共同参画課)
- ウ 若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係づくりについて、中学生からのデートDV防止セミナー等の啓発事業を行います。(男女共同参画課、学校支援課)
- エ 加害者の更生については、国の検討状況を踏まえ、対応について検討していきます。(男女共同参画課)

② DV相談窓口の周知

- ア 配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法でDV相談窓口について広く市民に周知していきます。(男女共同参画課)
- イ 外国人や障がい者など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課)
- ウ 被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。(男女共同参画課)

(2) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実

相談は、被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、安全と安心の確保を図りながら適切な支援につないでいくことが求められます。

また、相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図る必要があります。

現状と課題

■安全に安心して相談できる体制づくり

本市では、配偶者暴力相談支援センターを中心に区役所の女性相談員、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等においてDV相談を実施しています。DV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、夜間・休日等の時間外における関係機関との連携、外国人や障がいのある被害者への配慮など多様化・複雑化する相談に対応できるよう、体制を強化していく必要があります。

■相談従事者の研修の充実

相談員は、DVの特性を理解するとともに、被害者の個人情報の保護、安全と安心の確保、DVは同性パートナー間にも存在することなど、被害者の立場に立った配慮をし、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。

また、被害者は多岐にわたる問題を抱えていることが多く、様々な相談窓口を利用します。窓口の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることがないよう、今後も継続して情報交換や研修を実施することが必要です。

具体的取組

① 安全に安心して相談できる体制づくり

- ア 被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。(男女共同参画課、区役所健康福祉課)
- イ 夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、警察および新潟県女性福祉相談所との連携を強化します。(男女共同参画課)
- ウ 外国人や障がい者、性的マイノリティなど様々な被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳など個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。(男女共同参画課、国際課、障がい福祉課、区役所健康福祉課)

② 相談従事者の研修の充実

- ア 相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。(男女共同参画課)
- イ 相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、関係職員の研修等を実施します。(男女共同参画課)

(3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実

DV被害者の安全の確保は最も重要であり、被害者自身の意思を尊重して、保護や適切な支援を行うため、警察や庁内外の関係機関等と連携が必要です。

相談の段階から個人情報の管理を徹底するとともに、避難後であっても加害者からの問い合わせ等に対して適切に対応しなければなりません。

被害者の自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援まで切れ目のない総合的な支援を行っていますが、被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要です。

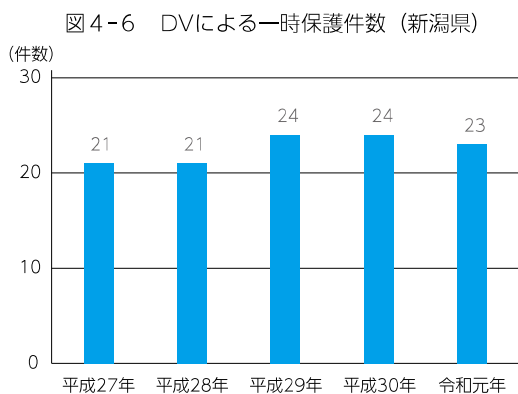
現状と課題

■安全に配慮した保護体制の充実

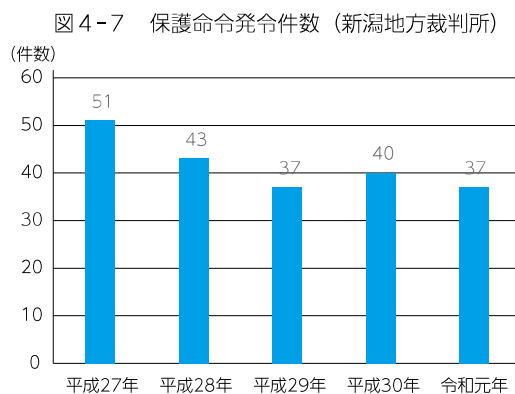
DV加害者の暴力から被害者を緊急に保護する必要がある場合、本市では、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、警察や新潟県女性福祉相談所と連携して一時保護へつないでいます。更に、被害者が一時保護されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供するなど、安全確保に向けた体制づくりを行っています。

配偶者暴力相談支援センター及び女性相談員は、保護命令の制度利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡などの支援を行う必要があります。

(参考データ)



資料：新潟県子ども家庭課



資料：最高裁判所

■総合的な相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターでは、女性相談員や関係課とともに被害者の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

被害者支援には多岐にわたる部署が関係することから、相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し相談を具体的な解決につなげるため、相談者に寄り添いながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

■ 自立支援策の充実

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要であり、被害者の状況やニーズに応じて、相談員が窓口に行き支援を行っています。

また、被害者は、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、被害者の子どもについても、安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。DVの環境下に子どもを置くことは、子どもへの深刻な影響があることを考慮し、児童相談所などの専門機関と連携してケアを行うことが必要です。

被害を受けた外国人や高齢者、障がい者については、それぞれの状況に配慮した保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

具 体 的 取 組

① 安全に配慮した保護体制の充実

- ア 警察や新潟県女性福祉相談所と連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。
(男女共同参画課、区役所健康福祉課)
- イ 一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。
(男女共同参画課)

② 総合的な相談支援体制の充実

- ア 配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進め、女性相談員とともに、円滑で切れ目のない被害者支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、関係課)
- イ 被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。(男女共同参画課、関係課)
- ウ 被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。(男女共同参画課、関係課)

③ 自立支援策の充実

- ア 被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- イ 生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(男女共同参画課、関係課)
- ウ 母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は入所による支援を行うとともに、市営住宅等への入居支援など、住宅確保に向けた支援を行います。(男女共同参画課、こども家庭課、住環境政策課、区役所健康福祉課)
- エ 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。
(こども家庭課、区役所健康福祉課、区役所保護課)
- オ 被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関であるこころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等と連携し支援を行います。(こころの健康センター、男女共同参画課)

- カ 被害者の同伴児童など、DV被害の環境下にある子どもについては、安全確保やこころのケア、学習支援などを行います。(児童相談所、保育課、区役所健康福祉課、学務課、学校支援課、区教育支援センター、男女共同参画課)
- キ 被害を受けた外国人や高齢者、障がい者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関や支援団体と連携して支援を行うとともに、状況に応じて通訳等を介し、相談手続き等の支援を行います。(国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、男女共同参画課)

(4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化

DV対策については、幅広い分野にわたる関係機関等が、様々なかたちで効果的に連携する必要があります。

また、医療機関や児童相談所などの保健・福祉機関など、日常業務を通じてDV被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員が、被害者を早期に相談窓口につなぐことができるよう、DV防止や通報について周知するとともに、相談関係機関等によるケース検討会議の実施などにより連携を強化し、相談・支援の充実を図ることが必要です。

現状と課題

■ 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

DVと関係の深い児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待については、日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の実務担当者による会議や既存の関係機関のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められています。

民間支援団体については、DV防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、協働してDV防止・被害者支援施策の充実を図っていく必要があります。

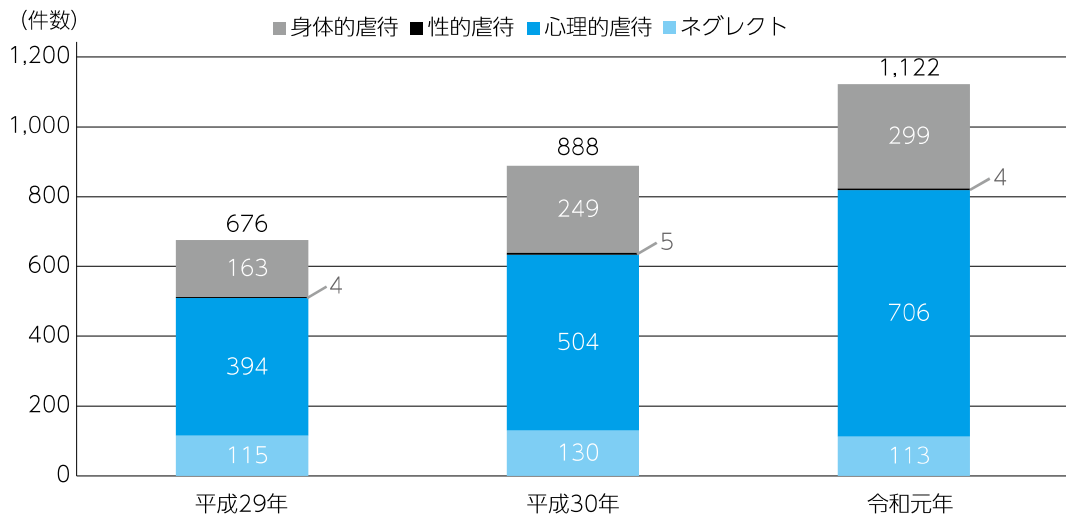
■ DV対応と児童虐待対応との連携強化

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要です。

特に、DV対応と児童虐待対応との連携強化については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)において、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員は、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとされ、児童相談所との相互連携が明確化されました。

(参考データ)

図4-8 新潟市児童相談所の児童虐待相談対応件数



資料：新潟市児童相談所

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

具体的取組

① 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

- ア 被害者を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関や、保健・福祉関係機関(児童・高齢者・障がい者虐待対策)、学校・教育機関との連携を図ります。(男女共同参画課、児童相談所、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター)
- イ 実務担当者による会議や研修、新潟県の「配偶者暴力防止連絡会議」等を通じて関係機関や民間支援団体との連携を図ります。(男女共同参画課)
- ウ 民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。(男女共同参画課)

② DV対応と児童虐待対応との連携強化

- ア 児童相談所や警察、子どもが所属する保育園・幼稚園・学校などと連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに安全確保を図ります。(男女共同参画課、児童相談所、こども家庭課、保育課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター)
- イ 要保護児童対策地域協議会への参加や、個別ケース検討会議の開催により適切な保護と切れ目のない支援の充実を図ります。(男女共同参画課、こども政策課、児童相談所、区役所健康福祉課)